

多文化共生の地域づくりに向けて

●市民と行政の協働(市民主導—新宿区、行政主導—美濃加茂市)
 ●企業との連携 豊田市
 ●外国人居住都市間の連携 浜松市
 ●外国人相談の体制づくり 武藏野市

明治大学商学部教授 山脇啓造

やまわき けいぞう



日本社会で暮らす外国人は、戦前から居住する在日コリアンなど旧植民地出身者とその子孫に加え、一九八〇年代以降、来日したニューカマーと呼ばれるアジアや南米出身者の存在によって、多国籍化しつつ、大きく増加した。ここ数年、少子高齢化の進展や、またもなぐ始まる人口減少、さらにグローバリゼーションへの対応の観点から、新たな外国人政策の構築に向けた議論が始まっている。後述の

外国人居住都市会議による「浜松宣言及び提言」(二〇〇一年)と「十四都市共同アピール」(二〇〇二年)や日本経連による「外国人受け入れ問題に関する提言」(二〇〇四年)の発表などにより、多文化共生社会の形成は大きな関心を集めようになつた。

多文化共生社会とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め、対等

な関係を築こうとしたながら、共に生きていく社会である。こうした社会を築くには、前述の諸提言にあるように、国が外国人受け入れの基本方針を定め、施策の推進体制を整備することが欠かせない。一方、実際に外国人の受け入れを担つていくのは地域社会であり、地方自治体と地域に根ざしたNPOの連携・協働による取り組みが重要である。

自治体の外国人施策

戦前から日本に居住する在日コリアンの多い大阪市や川崎市のようない地域では、七〇年代から人権擁護の観点による外国人施策が進められてきているし、一九九〇年代以降、ブラジル人労働者が急増した浜松市や豊田市のような地域では、国際化推進の観点から外国人施策が進められてきている。ここ数年では、

ただし、全国に三〇〇〇余りある自治体の中、こうした自治体はむしろ例外的存在に近く、外国人が居住しているながら、大阪市や浜松市のようない地域では、至っていないところも多い。こうした中で、二〇〇一年の間に市民と行政の協働に向けて動き出しき、今後の展開に期待がもてる地域も増えている。以下、市民主導で協働への動きが起きつつある地域として東京都新宿区、行政主導で協働への動きが起きつつある地域として

て岐阜県美濃加茂市の取り組みを紹介したい。

新宿区

新宿区の人口は三〇万二五四〇人(二〇〇四年五月)で、うち外国人は二万九九三八人(二〇〇二年就任)は、二〇〇三年十二月に地域情報誌「おおくぼ」の取材に応じ、「外国人と共に生きる地域づくりを区民との協働ですすめたい」と答えた。区長の積極姿勢を受け、一九九〇年代前半から多文化共生の活動を続け、「おおくぼ」を発行している市民団体の共住懇は、韓国人事業者が集まつた韓人会や新宿文化・国際交流財團などとともに実行委員会を組織し、多文化共生の地域づくりを行つた。同年三月に大久保地域にある区立戸山小学校の体育館で開催された。

フォーラムの開催自体が区内初であり、画期的なことであったが、そこにいたる実行委員会によるフォーラムを企画した。同フォーラムは二〇〇四年三月に大久保地域にある区立戸山小学校の体育館で開催された。

員会の会合の中で、区内の市民と行政の関係者が一堂に会し、ネットワークが形成されたことに大きな意義があつたといえよう。

美濃加茂市

美濃加茂市の人口は五万二二〇三人(二〇〇四年五月)で、うち外国人は四三四〇人(八〇%)である。外国人の七割はブラジル人である。美濃加茂市は、浜松市の呼びかけで、二ユーハマードの多い全国の三市町が集まり、二〇〇一年に結成した外国人居住都市会議の教育部会の座長都市を務めている。

美濃加茂市は、二〇〇三年度に市内で外国人が最も多い古井地域にある市立古井小学校に「共生教室」を設置し、市内の外国人児童生徒への日本語初期指導にあたつている。また、同年十一月には、美濃加茂市と国際交流協会が多文化共生をテーマにしたシンポジウムを市内で初めて開催した。二〇〇四年五月には、市の働きかけによって、協会とブラジル人住民が集まつたブラジル友の会が実行委員会を組織し、学校を拠点とした多文化共生の地域づくりをテーマにしたフォーラムを企画した。パネリストのブラジル人女子生徒は、学校でのつらい体験を率直に語った。川合良樹市長も参加したフォーラムの最後には、外

国人の教育を受ける権利を強調した「みのかも宣言」が発表されている。

外国人教育に関しては、市長部局中心で動き、教育委員会との連携が悪い自治体が多いが、同フォーラムには教育長や学校教育課長もパネリストとして参加したことが特筆に値しよう。

多文化共生基金の創設

最後に経済界への提言を述べたい。日本が今後、本格的に外国人受け入れを推進していく場合、新宿区や美濃加茂市のように、地域社会における多様な市民活動が欠かせない。多文化共生を目指した市民団体は、一九八〇年代後半から、自治体に先んじて全国各地でさまざまな活動を開催してきた。一九九八年に特定非営利活動促進法(NPO法)が制定され、そうした活動はより活発になつていているが、財源不足という共通の困難を抱えている。諸外国では、草の根の市民活動を支援する助成財団が数多くあるが、日本では非常に限られている。

近年、企業の社会的責任に対する関心が世界的に高まつてゐるが、外国人労働者を雇用する当事者としての経済界が、国や自治体とも連携して、多文化共生の市民活動に助成する基金づくりに取り組むことを期待したい。